

令和5年2月3日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和5年2月3日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

小高 洋 委員

土見 大介 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（1名）

山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

総務部長 佐藤 俊幸

総務部
管財契約課長 千葉 貴幸

市民生活部
税務課長 鈴木 忠一

事務局出席職員氏名

事務局長 相澤 和広

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係主査 梅森 佑介

会議に付した事件

請願第5号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見
書提出についての請願

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また撮影及び録音については、許可をいたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、閉会中の継続審査となっております、請願第5号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願及び調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についての2件であります。

これより議事に入ります。まず、請願第5号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

まず、当局から消費税のインボイス制度について、説明をいただくことといたします。それでは、当局から説明をお願いいたします。鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 おはようございます。

それでは、税務課より、消費税のインボイス制度につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、配付しております資料でございます。3点ございますので、資料のご確認をさせていただきますたいと存じます。

まず、右上の枠内に総務教育常任委員会資料1と記載されております、A4版、縦の資料が1部でございます。それから、同じく右上の枠内に総務教育常任委員会資料2と記載されてございます、表題に、令和5年度税制改正の大綱の概要についてと表題になっております資料でございます。最後になります、冊子でございますけれども、適格請求書等保存方式の概要と表題があります資料になってございます。こちら、おそろいでしょうか。

それでは、ご説明させていただきます。

それでは、今年の総務教育常任委員会におきまして、インボイス制度の内容を理解した上での判断というご発言があったと承っておりますので、本日は、消費税のインボイスに特化したご説明をさせていただきます。

まず、総務教育常任委員会資料の1でございます。

1のインボイス制度の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。要点を絞ってご説明を心がけさせていただきますが、何分、国税のご説明でございます。少々お時間を頂戴い

たしますことを、あらかじめご了承くださいと存じます。

恐れ入ります、お配りいたしました、別冊資料の適格請求書等保存方式の概要、こちらは令和4年4月に国税庁から発行いたしました資料に基づきましてご説明いたしますので、こちらの冊子をご用意いただきたいと存じます。

それでは、こちらの資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

消費税の基本的な仕組みでございます。消費税につきましては、ご案内のとおり、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対しまして、広く公平に課される税でございます。最終的に商品などを消費し、あるいは、サービスの提供を受けます消費者が負担し、事業者が納付するものでございます。

消費税の負担と納付の流れとなつてございますので、ご覧いただければと思います。こちら、標準税率10%でのものがございます。まず、生産製造業者でございますが、こちらは卸売業者との取引、これによりまして、5万円の売上げがあり、消費税額5,000円につきまして、税務署へ申告、納付するものでございます。

次に、卸売業者の立場に立った場合でございますが、小売業者との取引で7万円の売上げがあり、消費税額7,000円から、生産製造業者からの仕入額5万円とその消費税5,000円を差し引いた2,000円について、これを税務署へ申告、納付するものでございます。

次に、小売業者でございますが、消費者に売上げ10万円、それから消費税1万円の支払い総額11万円で販売いたしますと、卸売業者から仕入れました7万円とその消費税額7,000円を差し引いた3,000円、これを税務署へ申告、納付するという流れでございます。

最後に消費者が、各事業者が個別納付いたしました消費税額の合計1万円を負担する、こういった流れが基本的な流れかと思えます。この中でそれぞれの業種の中で、基準期間の課税売上高、こちらが1,000万円以下の事業者、免税事業者ということで皆様へご案内したとおりでございますが、その場合につきましては、消費税の申告、納付が免除されるものでございます。

今回、インボイス制度の導入で大きく懸念されております一つのポイントでございますが、インボイスを発行するための手続が済んでおりませんと、取引先の事業者、本来納めなくても済む消費税を支払わなければいけないということが一つあるかと存じます。インボイスにつきましては、課税事業者でなければ発行できないものでございますので、仮にでございますけれども、例えば、生産製造業者の方、この方が免税事業者でインボイスを発行でき

ない場合、その消費税額5,000円を、課税事業者としました卸売業者が課税事業者の場合でございますが、こちらがご自身の2,000円の消費税と合わせて7,000円の申告、納付をしなければいけないようなことが出てくるということが、ご不安の一つかと思います。

なお、免税事業者に対しましては、様々な経過措置がございます。そちらにつきましては、後ほどご説明させていただきます。

恐れ入ります、資料の5ページをおめくりいただきたいと思います。

改めまして、適格請求書等保存方式、インボイス制度の概要につきましてのご説明でございます。

1の適格請求書等保存方式の概要でございます。こちらは複数税率、現在、標準税率10%、それから軽減税率8%というところで、複数の税率を持っておりますが、こちらに対応いたしまして開始されます仕入税額の控除方式と記載がございます。インボイスにつきましては、消費税10%の引上げに当たりまして、今申し上げました飲食料品などの8%の軽減税率を適用することにしたことと併せまして、導入が決まっておりました。また、品目によりまして税率が異なりますので、正確に納税額を計算するというのが制度の目的でございます。開始時期でございますが、こちらは令和5年10月1日となっております。

続きまして、適格請求書、いわゆるインボイスとは何かということでございます。こちらは、売手が買手に対しまして正確な適用税率、あるいは、消費税等をお伝えするための手段ということでございます。今回、登録番号という記載がございますが、こちらを付しました請求書、あるいは、納品書、レシート等、そういったものを総合して言います。こちらにつきまして、このインボイス適格請求書を交付できますのは、税務署長の登録を受けました適格請求書発行事業所に限られたものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

2の適格請求書の記載事項・記載の留意点という項目でございますが、この適格請求書、いわゆるインボイスの必要な記載事項、こちらが分かりやすく記載され、イメージしやすいかと思っておりますので、図の左側、適格請求書をご覧いただきたいと思っております。今回、赤い下線の項目でございますが、現行の区分記載請求書でございますけれども、こちらの記載事項に追加される事項ということでご理解いただければと存じます。

まず、赤で①と書いてございますが、税務署長が登録いたします登録番号でございます。下の請求書の「登録番号T012345…」と記載されているものが、いわゆる登録番号と言われる

ものでございます。

次に、④の適用税率が追加されています。こちらは下の請求書にございますように、8%対象4万円、それから10%対象の8万円と記載されているものが、この適用税率という項目になります。

最後になりますが、⑤の税率ごとに区分した消費税額等というような記載が必要となっております。こちらにつきましては、請求書の⑤に記載しております軽減税率の8%の分が3,200円、標準税率10%の分が8,000円と記載されているものとなっております。

恐れ入ります、資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、実際インボイスが導入された際の売手の留意点ということでございます。今回、適格請求書発行事業者、いわゆる課税事業者、インボイスが発行できる方につきましては、原則として4つの義務が課されることとなります。

まずは、適格請求書、インボイスの交付となっております。取引先の相手方、課税事業者ですかね。こちらの求めに応じまして、適格請求書（インボイス）を交付するという義務が生じております。

次に、適格返還請求書の交付という項目でございます。こちらは、返品や値引き、売上に係ります対価の返還等を行う場合に交付することが義務づけられております。こちらにつきましては、後ほど令和5年度の税制改正の中でも見てまいりますので、この項目、ちょっとご留意をいただければと思います。

次に、修正いたしました適格請求書の交付ということでございます。こちらは、交付いたしました適格請求書（インボイス）などに誤りがあった場合に修正したものを交付というものでございます。

最後に、写しの保存ということでございまして、交付しましたインボイス等の写しを保存する義務があるということでございます。

恐れ入ります、14ページをお開きいただきたいと思います。

これは、買手側の留意点ということでございます。4の買手の留意点でございます。こちら、仕入税額控除の要件ということでございます。今回大きな改正のポイントでございますが、これまで区分記載請求書等保存方式にございます請求書等の欄、こちらに区分記載請求書等として、これまでは保存しておりました形式でございましたが、令和5年度10月からは、適格請求書（インボイス）等の保存というところが大きく変わりますので、このインボイスにつ

きましては7年間保存することが必要となっております。

また、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業所、課税事業者以外から行った課税仕入れ、これにつきましては、原則といたしまして仕入額控除の適用を受けることができなくなります。ただ、一定期間、一定要件の下、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置というものがございますが、こちらにつきましては16ページをお開きいただきたいと思えます。

こちらにつきましては、免税事業者などから課税仕入れに係ります経過措置ということで書いてございます。インボイス制度の開始後6年間につきましては、免税事業者などからの課税仕入れにつきましても、仕入税額相当額の一定割合を仕入額として控除できる経過措置を設けられています。具体的には表にありますとおり、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間、こちらにつきましては、課税仕入額につき80%の控除が可能となっておりますのでございます。それから、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間、50%の控除が可能となります。令和11年10月1日以降、こちらの控除制度がなくなるということが、現行の流れでございます。

17ページ、18ページをお開きいただきたいと思えます。

こちらは、6の適格請求書発行事業者の登録申請手順でございます。3段目にございますように、先ほども申しましたが、税務署にまず審査を経まして登録された場合、その登録番号の通知、公表ということになっております。こちらが交付の手続となっております。

18ページご覧いただきたいと思うんですが、登録申請のスケジュールということがございますが、現在、国税庁では登録申請手順、こちら令和3年10月1日から開始をしております、インボイス制度が開始されます令和5年10月1日にこの登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで登録申請を行う必要があるとしておるところでございます。このことにつきましても、後ほど令和5年度の税制改正で若干触れるところがございますので、こちらもお留意いただきたいと存じます。

恐れ入ります、19ページ、20ページをお開きいただきたいと思えます。

特に、免税事業者の方々の登録申請手順ということでございます。こちらにつきましては、インボイス制度の開始日の令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合、その登録を受けた日から課税事業者となることが経過措置としてございます。判断期間が長いということでございます。

なお、ポイント欄の記載がございますように、こちら免税事業者が適格請求発行事業所、いわゆる課税事業所になりますと、まず基準期間の課税売上高が1,000万円以下になりましても、消費税の申告が必要となってくる場合がございます。また、取引の相手方から求められた場合、適格請求書を交付することとなります。また、一度登録されてから2年間は免税事業者に戻れませんので、登録の取消しをするような届出をいたしましても、課税事業者として消費税の申告が必要な場面が生じるということもございます。また、取引先の事業者、こういったものが、後ほどご説明します簡易課税制度を選択している場合の課税事業者であれば、インボイスを必要としないということもありますので、いずれ国税庁は、登録するかどうかは制度をご理解いただいて、事業者自らの判断というのが見解として載っております。

次に、20ページでございますが、簡易課税制度でございます。こちらは基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者の方、こちらにつきましては、下の表でございます事業区分に応じまして、課税売上げに係る消費税に、みなし仕入率というものを生じる仕組みでございます。これによりまして、実額による仕入税額の計算、あるいは、課税仕入れに係りますインボイスの保存が不要となりますことから、事務負担の軽減が図れることとなる仕組みでございます。こちらにつきましても、後ほど令和5年度の税制改正で若干関連するところございますので、ご留意ください。

最後になりますが、22ページでございます。

こちらは、各業者が登録を受けるかの判断や登録準備の基本項目のチェックシートとして、基本項目をまとめたものでございますので、ご議論の際にご活用いただければと思います。

続きまして、横長の資料2をご準備いただきたいと思っております。

資料2の、令和5年度税制改正の大綱の概要についてでございます。

全国的に、インボイス制度の導入後に想定されます売手、あるいは、買手のそれぞれの立場、あるいは、リスク、状況変化などを背景にいたしまして、昨年12月23日閣議決定されました、令和5年度税制改正の大綱の中で、インボイス制度の円滑な導入のための事務負担を含めて、負担軽減措置を講じるような中身が示されたところでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思っております。

1ページには、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置の案というのがございます。こちらにつきまして、インボイス制度の円滑な導入に向けまして、小規模事業者への負担軽減策を盛り込んだものでございます。こちらは、売上高1,000万円以下の免税事業者の方が、

新たに消費税を納めます課税事業者になることを選んだ場合でございますが、納付額を、受け取った消費税額の2割に抑える3か年の時限措置としておりまして、本来の納税額よりも抑える方針を、この税制改正の大綱に盛り込んだものとなっております。課税売上高1,000万円以下の小規模事業者の方々、インボイスを発行するための登録は不要でございますけれども、得意先から発行を求められる場合がありますので、税務署に、課税事業所に転換するというケースがあるかと思えます。そういったものにつきまして、税負担生じますので、救済措置を求める声が上がったことに対応したものと考えられるところでございます。

イメージのご説明を申し上げます。まず、小規模事業者の場合でございますが、売上高7,000万円、それから税率10%、消費税70%という想定での見比べとなっております。本則課税では、仕入額150万円、消費税額15万円といたしますと、申告・納付額につきましては55万円という計算になるかと思えます。

また、簡易課税制度の場合でございます。こちらは、第5種事業と言われます金融、保険、運輸、通信等の業者の方々ですが、みなし仕入率50%ということでの想定でございます。みなし仕入額、こちらが売上額の700万円に50%を乗じました350万円、それから消費税が35万円となりますので、本則課税と比べまして、20万円の負担軽減となります35万円を納付いただくようなシステムでございます。

今回、税制改正で示されておりますのが、小規模事業者に対します負担軽減措置（案）というところをご覧いただきたいんですが、こちらは売上額70万円の2割に軽減されますので、税額が14万円となります。本則課税と比べまして41万円、簡易課税制度と比べますと21万円の税負担を軽減するような仕組みでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧いただきたいと思えます。

こちらは、一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置となっております。年間売上高1億円以下の中小企業の実務負担を軽減する特例として設けられたものでございます。こちらは、取引先の事業所のインボイスがなくても、1万円未満の少額取引でありますれば、仕入税額控除を認めるのが柱となっております。現在納付高の厳しい経営環境でありますとか、事務負担の緩和に配慮し、6年間の時限措置とするものでございます。インボイスを保存しなくても、帳簿がありますれば仕入れにかかった消費税の控除を受けられるようにするというのが、この制度の目的となっているところでございます。

それから、3ページご覧いただきたいと思えます。

3ページの、少額な返還インボイスの交付義務の見直しというところでございます。先ほど、国税庁の資料でもご説明させていただきました売手の留意点の中で触れたものでございますが、インボイス制度に移行することに伴いまして、インボイスの交付義務とともに、その値引きなどの場合の、売手と買手の税率と税額の一致を図るため、値引きなどの金額、それから消費税額などを記載した返品伝票といった書類、返還インボイスと申しますけれども、こちらにも交付義務が課されております。ただ、例えば、決裁の際に買手側の都合で差し引かれた振込手数料等々額、あるいは、その他の経費、売手が売上げ値引きとして処理する場合の新たな事務負担になるという懸念の声が聞かれましたことから、事業者の実務に配慮しまして、事務負担を軽減する観点から少額な値引き、1万円未満につきましては、この返還インボイスの交付を不要とする制度でございます。

資料1枚おめくりいただきたいと思います。4ページをご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、登録申請手続の柔軟化ということでございます。先ほど、国税庁の資料で触れました。インボイスが今年の10月1日に開始されますので、登録を受けるために、原則として今年の5月末までの登録申請書の提出ということでございましたが、こちらは緩和いたしまして、7月以降であっても登録申請を可能とするというような制度ということでございます。また、従来、申請が遅れていた場合に、困難な事情ということを記載することが求められておりましたが、こちらにつきましても不要とするものでございます。

資料1枚おめくりいただきまして、5ページの適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直しということでございます。

こちらにつきましては、免税事業者が適格請求書等の発行事業者の登録をする申請をする場合、その課税期間の初日から登録を受ける場合、これまで1か月前までに申請書を提出しなければいけなかったものが、15日前までということで、より対応しやすいもの、また、課税期間の初日を過ぎましても、その初日とみなすという制度に置き換えたものでございます。

こうした令和5年度の改正（案）が示されているところでございます。ただ、現在まだパンフレット等、国税庁で現在作成中と伺っておりますので、また詳細が分かれますれば、こういったものも塩釜税務署から情報提供いただきまして、皆様方にもお伝えすることとしておるところでございます。また、最終的な税法改正の法案が通過してございませんので、今後微調整ということもあるかと思いますが、現行こういった流れで税制改正が行われる見込みとなっております。

大変長くなりましたが、税務課からのご説明、以上でございます。

○鎌田委員長 それでは、これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。なお、当局に対する質疑につきましては、消費税のインボイス制度に関するものとするよう、お願いいたします。志賀委員。

○志賀委員 まず、前に委員会で勉強会やろうという話しましたよね。それやらないで、今日がその勉強会なんですか。（「そうですね」の声あり）だけれども、結局そのときは、会計士なり税理士なり呼んでやりますという話だったんです。実際の商売やっている人の状態が分からないと、これだけの資料で説明されても、通り一遍の資料で本当に実態の、事業者の何が苦しいんだということは分からないと思うんですよ。そういうことを初めて我々が認識して、初めてこのインボイス制度に対して賛成か反対かという判断ができると思うんです。そのところやっていると、今は一生懸命課長が話してくれたけれども、それはここに書いてあることを通り一遍に話ただけであって、これによる事業者のどういう影響があるのかということの、その苦しさを理解できるのは、税理士なり公認会計士なんです。その話なくして、ただ単にこうだからと、この委員会で、それで反対か賛成かということ結論出すのは、私は早計ではないのかなと思いますけれども。今、感じました。だから、結局こういった数字も、さっき言った、何か14万円得するとかというのが書いてあるけれども、結局、今まで全然ゼロでかからなかった人たちが税金を払うようになるわけだし、それで見込み仕入額とかというの、何かつくられた数字であって、本当に実態を表していたものか、増税をするための都合のいい数字を申し上げているような、私は気がするので、何かちょっと合点がいかないですね。

○鎌田委員長 ほかございますか。小高委員。

○小高委員 私も志賀委員と同様に、今回インボイス制度に関して、その制度の内容ということではご説明はいただきましたが、一方で、請願文書の訴えなんかを見させていただきますと、例えば、真ん中あたりに、商取引において免税業者が排除されてしまう懸念があると。そういった訴えに対して、この制度の中身だけの説明を受けたとしても、その実態についてやはり理解をしないことには、やはり賛成、反対という判断材料にはならないだろうと受け止めております。

それで、先ほど、当局に対してお伺いする際にインボイス制度についてということであったんですが、ちょっとお伺いをしたかったのは、今回この適格請求書等保存方式の概要のとこ

るでも様々ご説明いただいた件ですが、その1ページのところで、消費税の負担と納付の流れということで示されております。それで、これが例えば、このとおりに行くのであれば、一つには何となくそうなのかなという気もするんですけども、一方で、消費税の性質そのものを踏まえたときに、このような実態になっていないという状況が恐らくあるんだろうと。そこから生まれる不安、懸念、心配。そういったものが当然あるだろうと思っていました、その辺りも、やはり実態踏まえてお聞きをしなければいけないだろうと思っておりました。それで、ちょっと確認だったんですが、いわゆる消費税、この消費税というものについて、誰が徴収して誰が納めるべきなんだという辺りの議論があつてしかるべきかなと思ったんです、このインボイスの中身を見ていたときに。そうなったときに、消費税というもの、私みたいにスーパーで物を買ったりなんなりするようなイメージで考えると、10%納めて、その10%が確実に国に納められるべきなんだろうという意見もあるようにお聞きはしています。ただ一方で、消費税というものが果たして消費者が納税義務があるというものでは、ある意味ではないんじゃないかと思っているんですが、その辺りの仕組みってちょっとお話しいただけますか。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 それでは、消費税の沿革というところからお話をさしあげたほうがよろしいかと思うんですけども、ただ、消費税につきましては、ご案内のとおり平成元年、1989年4月1日に導入をされております。こちらにつきましては、その前段、いわゆる物品税という制度がございました。これはちょうどバブル期ですかね。様々なぜいたく品に対する課税という体制がございましたが、ただ、その後そういった物品、あるいは、サービスの負担の均衡、不均衡、そういったことがありましたので、今で間接税と呼ばれます税制の導入というところで、制度化されたものでございます。消費税導入に至りましたのは、これは間接税ですので、実際に税を納める方と負担する方が異なるというのが、システムとしてございます。消費税導入するときの改正としまして、4点ほど理由があつたかと思いますが、まず、広く消費するものにつきまして税をかけるので税収が安定しているということ。それから、負担が世帯間で公平であるということ。また、経済活動に中立的なものであるということ。あるいは、高い財源調達率があるというのが、当時の考え方なんですね。物品税を廃止しつつ、外国諸国でも導入しておりました間接税の中で、こういった消費税というものを導入した経過がございます。

以上でございます。

○志賀委員 ちょっといいですか。

○鎌田委員長 終わりですか。（「いや」の声あり）では、小高委員。

○志賀委員 小高委員の質問に対して答えが違っている。小高委員が知りたいことを私話します。
消費税というのは……

○鎌田委員長 挙手してからお願いします。途中ではないの。

○小高委員 その点について、新たなご解説いただけるということだったので、まず先にどうぞ。

○鎌田委員長 では、志賀委員。

○志賀委員 消費税は、各事業者が預かり消費税、それから仮払い、要するに仕入れをするときは仮払消費税というものを1年間蓄積する。それと、売って回収したやつは、預かり消費税として1年間蓄積する。その預かり消費税の1年間の合計額と、仮払消費税の払ってしまった差額が出るわけですね。当然、事業が黒字であれば預かり消費税のほうが多くなるわけです。その差額金額を差引いた差額だけを、各事業者は毎年消費税の納付書が来て、それで払うようになる。それで払っている。だから、消費者は消費税というのは別に払ったら何も残らないけれども、各事業者は必ず預かり消費税、売ったときは預かり消費税ということで会計上手続きしている。仕入れをしたときは仮払い、要するに払っていますよという消費税を蓄積しておいて、その差額を払っているというシステム。だから、大体今の税制の中で、1,000万円以上のところはそういう形でやっているの、消費税の取り換えはないわけです。ところが、1,000万円以下のところは、特に今回の税制の中では、クリエイター、クリエイティブな仕事をしている人、仕入れの金額にあまり金がかかっていない人がターゲットになっていて、その人たちが1,000万円以下であっても結構な収入、経費そんなにかからないので、実入りがあるわけです。だから、そういう人たちが今回このインボイス制度によって消費税を8割方、今までは懐に入っていたものが、ほぼほぼ、今後インボイス制度によって出さなきゃいけないという事態になっているわけですね。だから、1,000万円の商売でものを売っている人が1,000万円の商売やったって、ほとんど事業にならないですよ。せいぜい200万円ぐらい粗利が稼げるぐらいで、経費引いたら生活できない。だから、実際はターゲットになっているのは、クリエイティブな仕事をしている人たちがターゲットになっていて、今回の税金のアップということは、消費税のアップということは、そのクリエイティブな割と懐の豊かだった人たちが消費税を、余分な、年間100万円とか取られるようになってくるので、逆に消

費が落ち込む可能性が高いという情報もあるんです。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ご解説いただいて、ありがとうございました。

それで、様々確認をしたかったところがあったんですが、いわゆる消費税というのは、あくまで一般消費者等の立場から見れば、預かり金という性格を有するものではなくて、あくまで価格、買い場の一部であると位置づけられているのは、これは裁判でも確定した経過があったかと思えます。そういった中で、恐らくこの消費税の制度において、いわゆる免税事業者というところの考え方ありますけれども、消費税を価格に転嫁するということが法で義務づけられているわけではないですよ。そういった消費税の制度、仕組みがある中で、例えば、事業者間取引等において、その事業者間の力関係、こういったものを踏まえたときに、じゃあいわゆる小規模返済、免税事業者の方々が、じゃあ仕入れ控除できなくなっちゃうので課税業者になりなさいと。あるいは、課税業者にならなくてもいいけれども、その消費税の分値引きしてくださいと。あるいは、では、あんたのところとは取引しないわと。こういった状況が恐らく発生するのだろうという懸念の中で、今回こういった請願の趣旨の一つも生まれているんだろうと私としては捉えます。ただ、それについて、やはり実際、実態どうなのということも、やはりそこはきっちりお聞きをしないと、このインボイス制度、今回概要でご説明いただきましたけれども、そこを聞いただけで、いや、こういう制度なんだからということでは判断、私たちはちょっとできないだろうと思っていて、そういう意味では、今回こういったことでインボイス制度の中身を一定程度理解することができましたので、それを踏まえて実際に請願者の趣旨、そういったところを実際にお聞きする場を設けるというのが、やっぱり私としては順番かなと思っていますので、その前段としてお聞きした次第です。

○鎌田委員長 そのほかございますか。志賀委員。

○志賀委員 今、消費税を、力関係でなされてしまうという懸念もあるということお話しされましたけれども、実際に動いている中では、各事業者にランダムで調査が入ってきます。お宅の会社は消費税ちゃんと転嫁できていますか。転嫁徹底していない、どこの会社が転嫁できていませんかと。それも申告するシステムになって、それを認めていない会社については、役所からは是正勧告というものが行くというような、一応仕組みにはなっています。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 転嫁できているか、できていないかというところでいうと、きちんと転嫁しなさいよというのが建前としてはあると私は存じます。ただ、法的にそこまで義務づけられていない以上、例えば、伝票上で消費税10%分と書くのは書けるんでしょうけれども、全体の中で10%引き下げた額の中に、あなたから10%値引きしなさいと。その値引きした関係で、そのうち消費税10%と記載することもできちゃうんだと思うんですよ。だからそういう意味で、実質的に消費税というものを業者間取引において適切に転嫁してできないケース、こういうのもやはり数多くあるんだろうと想着ていまして、その辺りがやはり一つの懸念としてあるのかなと思っております。

○鎌田委員長 そのほかございますか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今までいろいろ様々な議論をお伺いしている中で、制度上の話は今当局の方からお伺いしました。志賀委員も含めて、いびつになっているところの対応しているのも聞いたんですけども、その上で今回、請願者が意見出してきているというのはあるので、志賀委員が税理士なりなんなり勉強会しましょうという話もありましたし、まずは、どうして請願者がこの状況の中で請願を出してきたか、要するにこの制度の中でどこが辛いところがあるんだというのは、ちゃんと洗わなきゃいけないと思いますので、まずは、今回一応制度のことは何となく分かりましたということで、その次の段階として、請願者なり税理士なりという方々をお呼びして、話を聞くという機会を設けたほうがいいのかなど。じゃなければ、こちらは空論の中で話をしてしまうことになるので、そうしたほうがいいのかと思いますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 そのほかございますか。菅原委員。

○菅原副委員長 じゃあ私から、今、インボイスについて当局からお伺いして、大体インボイス制度の理解は、説明は丁寧にあったわけなんですけれども、理解するものと思います。今回のインボイス制度が、やはり今回の請願で出されて、延期という形でやはり皆さんがこのインボイスに対して、1,000万円の下の方がやはり多分、小売企業、それから小規模企業の方がやはり大変だということで、今回税率も払わなくちゃいけないという、前もちょっと私もお話ししたんですけども、私も商売やっていて、やはり1,000万円以下の事業者の方は、やはり消費税というのは確保しているはずなんです。それは1,000万円行くか行かないかというのはどこで決めるかと言ったら、売上げでやはり決まるわけであって、それをインボイス制度の中身が今現在、内容が分からないというのが現状かなと思います、この小規模の方がです

ね。そういった方で、今国で、先ほど説明あったんですけれども、3月31日までが申請期限という形だったと思うんですけれども、それが延期になって、その後も申請大丈夫ですよという形で、例えば、10月1日でスタートしても、じゃあうちはやめますという形を取っても、またここで開始が可能であると。それで、また理解するまで時間がかかるので、その後も申請すれば、またインボイス制度の課税に入るということもできるという形で、国が今、改正もされてきているんじゃないかなと思います。私も、先ほども税理士から説明も皆さんで受けようというのもあったんですけれども、私も税理士からインボイスに対して聞きました。中身はどういったものかなといいますが、やはりここに書かれているの国のインボイス制度の理解のためのものを中心にして取りまとめたものを、分かりやすく説明するぐらいの話であって、課税対象者がやはり大変だというのは、まさしくあるわけなので、その辺をきちんと商売されている方は、やはり10月1日までに消費者から預かっている、先ほど志賀委員からもありましたけれども、預かって、消費税というのはまた国に出していくわけなので、その途中途中が今回マイナスの部分が引かれて課税されるわけですから、その辺はぜひ理解していただければなという部分で、私は徐々に今SNSとか、それからテレビとか、それから確定申告というのが今回2月15日から始まりますけれども、それも多分、税理士から話が来ると思います。また、小規模の方もインボイス制度に対して新たに勉強しなくちゃいけない部分だと思いますので、その辺を踏まえれば、インボイス制度も徐々に理解が深まってきているのかなと私は思っているんですけれども、その辺の説明を確かに受けましたけれども、この延期というものが必要なのか、必要でないのかというのはまたそれは別としまして、ぜひとも理解するものであると思いますので、よろしくお願いします。

○鎌田委員長 ほかごございますか。もう一度、志賀委員。

○志賀委員 消費税制度されてからは30年以上たっているんですね。それで、何で今さら1,000万円以下の人、税金取らなきゃいけないのと。ましてや景気が悪い時代に、30年間結局、物価が上がっていない時代に、何が原因なのかといったら消費税が一番最大の原因なわけですよ。そこに来てまた、さらにここに来て、一番、所得というか売上げの少ない層からまた新たに税金を取ろうという、そういう考え自体が、日本の景気を本当によくしたいと思っているのかという疑問も感じるわけです、政府のやり方に。ただそれだけなんです。それで、一事業者から見れば、こんなインボイス制度なんて甚だ迷惑ですよ。余計な手間ばかりしかありません。今までちゃんと税金を納めているのに、何でことさらこんなことを手間かけてやら

なきやいけないのと。消費税はちゃんと毎年毎年今まで払ってきているでしょうという思いがあるわけですね、私には。何でこんなことをやらなきやいけないだろうと。余計な手間だろうというふうに、かえって全体の企業のコストと、これをやることによる税収の増えるのと、どっちがいいだろうという疑問を感じるんですね。本当に日本全体として、それが景気がよくなるかどうかというところを考えたときに、甚だ疑問に私は感じています。

○鎌田委員長 ほか。小高委員。

○小高委員 ちょっと確認をさせていただきたいと思います。先ほど、消費税の関係で、いわゆるお預かりをしてというお話もあったんですが、ちょっと改めてのご確認だったんですけども、この消費税というのは、例えば、対象者、あるいは、事業者間取引もそうなんですが、必ずしも消費税という名前で対価に加えて頂いて、それを預かっておくという義務のようなものが、何か法的にあるような性質のものなんでしょうか。これちょっと確認したいと思います。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木税務課長 すみません、ちょっと具体的な実務なんですけど、国税というところがございますので、詳細は把握しておらないところがございますが、消費税法にはそういったこと、ちょっとお調べしまして、また情報提供させていただきたいと思います。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 先ほど、裁判の判決でもあったというお話もさせていただいたんですが、いわゆる消費税というのはあくまで対価の一部であって、それを取るか取らないかというのは、あくまでも事業者判断になるわけですよ。だから、そういった内容で国を訴える裁判がありまして、その中身について、国の主張の中で、消費税は物価の一部で預り金ではないというような判決が確定をしたという経過もありました。そういった点で、先ほど必ず10%、あるいは、8%、そういった額を頂いて、それをストックしておいて、これが100%成り立つのであれば、消費税を確実に繰り入れ納めていくと、事業者がそういったふうに見えるのかなと思うんですけども、実際、滞納って今7,200ぐらいあるわけですよ。その滞納というのは、それが100%できるのであれば、生まれるはずがないと私は見えています。ただ、実態としてきちんと価格に転嫁をできていないと。もちろん、この間のコロナ等、様々な苦しさある中で、赤字となってしまって消費税を納められないんだ、こういったケースも当然あると思います。そういった実態を、やはりきちっと踏まえないと、このインボイス制度そのものが私は成り

立たないんだろうと思っけて、そういう意味で、やはりきちんと請願者の方々からもお話を聞いて、その実態を私たち自身が理解をしていくというところも、やはり必要かなと思っけた次第です。

○鎌田委員長 ほかございますか。

では、暫時休憩いたします。

税務課長におかれましては、ご退席いただいて結構です。

午前10時48分 休憩

午前11時03分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。請願第5号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって請願第5号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

では、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時06分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願者との一般会議についてお諮りいたします。この件については、私から議長宛てに塩竈市議会一般会議申出書を提出することとし、開催日時等、申出書に記載する内容については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、請願者との一般会議については、私から議長宛てに塩竈市議会一般会議申出書を提出することとし、開催日時等、申出書に記載する内容については、正副委員長にご一任いただくことに決しました。

さらに、お諮りいたします。議長への申出書の提出の際は、総務教育常任委員会より開催したい旨を申し添えたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、議長への申出書の提出の際は、総務教育常任委員会より開催したい旨を申し添えることに決しました。

では、暫時休憩いたします。

請願紹介議員は、ご退席いただいて構いません。

午前11時08分 休憩

午前11時12分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題といたします。

本日は、これまで委員から出された意見に対し、当局から説明をいただき、質疑を行ってまいります。

それでは、当局から説明をお願いいたします。千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 では、管財契約課よりご説明をいたします。

A3の契約事務に対する改善案、令和5年2月3日付の資料、こちらをご用意ください。

全て11項目、こちらも前回頂いた内容につきまして、一番右端に回答欄を設けております。

では、一つずつご説明を申し上げます。

1番、ホームページ上で入札公告情報を探しにくいという問題点でございます。頂いた改善案の中では、同一ページに掲載すべきではないかということでございまして、こちらの回答につきましては、令和4年8月の入札公告分から、管財契約課のページ上に発注担当課のリンクを貼ることにより一元化して掲載をしておりますということで、こちらにつきましてはもう対応済みということで、ご回答申し上げます。

2番、入札プロポーザル、見積り徴収参加者数が少なく、競争が十分に働かないと思われる事例があるということで、こちらの改善案につきましては、入札公告期間を長くするような取組、こういったものがどうかというご提案でございました。回答としましては、入札に関する見積り期間につきましては、市契約規則、建設業法、あとはプロポーザルのガイドライン等により、こういった関係法令に基づきまして定めておりますが、より競争性を統合できるよう、本来の法令で定められた期間よりもプラスアルファということで、こちらを設定を

してまいりたいと考えております。

3番、財産の売払いで契約規則が守られていないと思われる事例があるということで、改善案としては、請求書等に明記すべきということでございましたが、回答としましては、財産の売払いにつきましては、こちらも競争入札を基本として行っております。今後は契約規則を遵守して進めてまいりますということでございます。

4番、公平公正な契約を行うことに留意しながら、災害時などに活躍できる地元事業者を参画しやすくさせ、育成していく必要があるのではないかとということで、改善案としましては、こういった貢献度というものを総合評価の中で見ていくべきではないかという案でございました。回答としましては、地元業者の育成を図るため、評価項目の見直しにつきましては、他自治体の状況及び競争性の確保とのバランスを考慮しながら、検討してまいります。

5番、プロポーザル方式での選定について、恣意的な評価になっていないかどうか疑問があるということで、こちらの改善点につきましては、第三者を含めるような改革を行ってはどうかということでございました。回答としましては、外部有識者を評価者に加えることやプレゼンテーションの公開の有無につきましては、発注案件ごとの事情もあることから、各選定委員会で決定をさせていただきたいと考えております。なお、今年度、2件ほどプロポーザルを採用しておりますが、この2件につきましては、外部有識者を加えた状態ということでございます。

6番、災害時の入札契約ガイドラインを設けるべきではないかということで、改善案としましては、国土交通省のガイドライン等の準用、こういったものを盛り込んでどうかというご意見でございました。回答としましては、災害時の入札契約ガイドラインの作成につきましては、宮城県、または他自治体の運用状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

7番、下請けの権利が守られていないのではないかとということで、こういったものについて契約書類に盛り込むべきではないかという改善案でございます。回答としましては、下請けに関する事項につきましては、契約約款の第7条にまずは規定をされております。また、契約書の一つである共通仕様書において、建設工事元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するよう規定されておりますので、こちらの要綱に基づきまして、適切な指導を元請に対して行ってまいりたいと考えております。

8番、契約の履行確認のポイントを具体的に示す必要があるのではないかとということで、客

観的な証拠となる書類の写しなどを明示しておくべきではないかということでございました。回答としましては、今後、既存のマニュアル等を更新する中で検討してまいりますということでございますが、こちらは過去に職員向けに研修を行ってきた経過がございます。あくまで継続的ではなかったんですが、その時々、単発で行っていた研修の中で、複数のマニュアルを既にこちらでは取り扱っておりますので、そういったマニュアルを今後更新していく中で、整理を検討したいと考えております。

9番、安易に随意契約を選択しないような仕組みが必要ではないかということで、改善案として、統一的なチェックリスト等の作成がどうかということでございました。回答につきましては、各発注担当課において安易に随意契約を選択しないよう、随意契約ガイドラインに基づきまして、適切な発注となるように、こちらは全庁的に指導をしてまいりたいと考えております。

10番、起案文書において、起案日と決済日しか分からないという問題点でございましたが、こちらの回答としましては、起案文書の決済日につきましては、市文書取扱規程第17条により、決裁が完了した日を文書管理システムへ登録するとともに、起案用紙に決済日を記入するものと規程されておりますので、こういった決済日に係る疑義が持たれないように、適切な取扱いを行ってまいりたいと考えております。

11番、契約関係書類のうち、履行確認に必要な書類が不足していることがあるということで、こちらでもチェックリスト等の作成という改善案を頂いております。回答としましては、先ほどの8番と同様、既存のマニュアルを更新する中で、こういった文言について検討してまいりたいと考えております。

こちらの契約事務に対する改善案ということで、11項目の回答、以上となります。よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 これより、質疑を行います。各委員の発言を願います。志賀委員。

○志賀委員 今、課長から、管財契約課で確認していきますという方向、そういったことが多かったんですけども、結局、その確認が本当にやり切れるのかというところがあるね。だから、それをやり切るためには、しっかりとしたガイドラインにそういった型はめをしていかないと、やり切れない部分あるんじゃないかなと思うわけですが、従来どおりのやり方では当然できないはずなんだね。できるんだったら、そういった問題起きていなかった。起きるということは、できないから起きたのであって、従来どおりのやり方では、ちょっと確認し

ますと言っても、なかなか難しいのかなと。それを、やっぱりそういったものを防ぐためには、何かしらの文言でちゃんと、できないような仕組みをつくっておいたほうが、全職員の皆さんが苦勞しないで済むんだろうと思うんですけれども、その辺についていかがですか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉管財契約課長 随意契約の選択ということで、こちらも議会で大分いろいろと厳しいご指摘を頂いてきたところでございます。管財契約課としましても、発注担当課から特記した特命随意契約の起工伺いが来た際には、しっかりと法令にのっとっているかどうか、あとは契約のガイドラインにしっかりと沿っているかというものを、これまで以上に十分、そこは厳しくチェックをしてきたところでございます。既存の随意契約ガイドラインにつきましても、作成からもう三、四年たっているということでございますので、今後その随意契約ガイドラインの確認事項、チェック項目というものを、ちょっとブラッシュアップするような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。志賀委員。

○志賀委員 ガイドラインができたのも、私の発言がきっかけでできたんです。ただ、残念ながら抜け道が多かったということで、だから、やっぱりそういう意味では、さっき言ったように職員の皆さんが、こんなことやっていいのかと思うようなことをしないで済むようなガイドラインをつくるのが今回の目的なので、同じことを繰り返さないためにも、そういった意味でしっかりと協力して、こういったいろんな文言の入れ方をやっていただければと思います。

○鎌田委員長 ほかございますか。小高委員。

○小高委員 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

それで、ご回答を様々頂戴する中で、一つには、例えば、ホームページの関係ですとか、すぐできそうと言っちゃうと失礼な話になっちゃいますが、そういったところについてはご対応をいただいているところもあると。あとは、これまでのルールに基づいて、より一層守っていくという中身と、あとは、今後、既存のものを更新等する中で検討されるということで、なかなか、すぐすぐここで全てに対して、ここ具体的にこうしますというのも、なかなか時間もない中で難しいところだったのかなと、ちょっと私としては受け止めたところですので、例えば、じゃあここで検討事項とされているところについて、検討経過ですとか、

あるいは、検討した結果こうなりましたという辺りを、そこをきちんとご報告いただきながら、より一層いいものをつくってあげればいいのかというところで、本日は説明をいただいたと私は受け止めました。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。志賀委員。

○志賀委員 この今日の委員会というのは、令和4年10月31日で作った総務教育常任委員会の資料として塩竈市契約業務のガイドブック案というのに基づいて、これを管財契約課にやって、これに対していろんなサジェスションをもらうという話ではなかったんですかね。

○鎌田委員長 一応は、今日は資料は頂いていますね。総務教育常任委員会、塩竈市契約業務ガイドブックに対する要望回答ということで。

なければ、暫時休憩いたします。

午前 11時26分 休憩

午後 0時05分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、お諮りいたします。次回の委員会については、2月定例会以降といたしまして、委員長、副委員長に一任してもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）内容につきましては、まずは委員長報告について。それから、もう一点についてはガイドブックについてであります。この2点について、内容についてはよろしいですか。

○志賀委員 委員長報告もそこに入れるんですか。また1回で終わらせようということなんですか。

○鎌田委員長 骨子だけでもいいんですよ。ある程度方向性を決めておかないと、急にはあれですから。内容を、しっかりした内容ではなくても、（「2回、3回やってもらって」の声あり）これを入れようとか、こういった形にしようぐらいの内容でいいかと思えますね。

では、再確認をしたいと思います。次回会合については、内容といたしまして、委員長報告、それから、ガイドブックについて議論をしていきたいと思えます。これでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それから、開催時期については、2月定例会後といたします。決定については、委員長、副

委員長にお任せいただいてよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次回会合は2月定例会以降、委員長、副委員長で決定すると。内容については、委員長報告、それから、ガイドブックについてが議題であります。

以上です。どうもお疲れさまでした。

午後0時07分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二